

令和5年10月2日
福島県農林水産部
(水田畑作課)

令和5年産米の緊急時モニタリングの結果について

令和5年産米の緊急時モニタリングの結果、下記のとおり米の出荷・販売が可能となりましたのでお知らせします。

記

1 検査対象及び点数

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 福島市(旧東湯野村) | 1点 |
| (2) 福島市(旧明治村) | 1点 |
| (3) 二本松市(旧戸沢村) | 1点 |
| (4) 二本松市(旧二本松町) | 1点 |
| (5) 天栄村(旧湯本村) | 1点 |
| (6) 玉川村(旧泉村) | 1点 |
| (7) 玉川村(旧須釜村) | 1点 |
| (8) 会津若松市(旧若松市) | 1点 |

2 検査結果

- (1) 当該検体から、基準値を超える放射性セシウムは検出されませんでした。
- (2) 上記旧市町村で生産された米は、出荷・販売が可能となりました。

(参考) 令和5年産米の緊急時モニタリングの概要

- 令和5年産米は、避難指示等のあった9市町村(※)を除き、緊急時モニタリングの結果に基づき、旧市町村単位で出荷・販売の可否を判断します。
なお、早期出荷米は旧市町村単位で生産者ごとに出荷・販売の可否を判断します。
※ 南相馬市、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町(旧山木屋村)
- モニタリングでは、全量全袋検査からの移行年次ごとに検査頻度を定めて検査を行い、基準値を超える放射性セシウムが検出されなければ、当該旧市町村の出荷・販売の自粛が解除になります。
検査頻度

〔	移行1～3年目の市町村：旧市町村3点	〕
	移行4年目の市町村：旧市町村1点以上かつ市町村3点	
- 早期出荷米の検査により定められた検査頻度の検査が行われ、基準値超過がなければ、当該旧市町村全体の出荷・販売の自粛が解除になります。

<問い合わせ先>

福島県農林水産部水田畑作課
主幹兼副課長 矢吹 勝利
電話：024-521-7359 内線：3201

緊急時モニタリング検査結果について(福島県・玄米)

放射性セシウム
8品中
100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日	試料の種類	検査結果		
				セシウム-134 Bq/kg	セシウム-137 Bq/kg	合算値 Bq/kg
1	福島市(旧東湯野村)	R5.9.28	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
2	福島市(旧明治村)	R5.9.28	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
3	二本松市(旧戸沢村)	R5.9.27	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
4	二本松市(旧二本松町)	R5.9.28	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
5	天栄村(旧湯本村)	R5.9.27	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
6	玉川村(旧泉村)	R5.9.26	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
7	玉川村(旧須釜村)	R5.9.28	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
8	会津若松市(旧若松市)	R5.9.27	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず

食品衛生法における一般食品の基準値 セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

令和5年産米 出荷可能な旧市町村 (令和5年10月2日現在)

【モニタリング検査】

- : 出荷可能地域
- : 今回出荷可能となった地域
- : モニタリングを行う地域のうち米の作付がない地域
- : モニタリング検査が終了していない地域

【全量全袋検査】

- : 全量全袋検査を行う地域

(境界線の色分け)

- (黒線) : 市町村の境界
- (赤線) : 旧市町村の境界
- (青線) : 旧市町村が2つに区分されている場合の境界

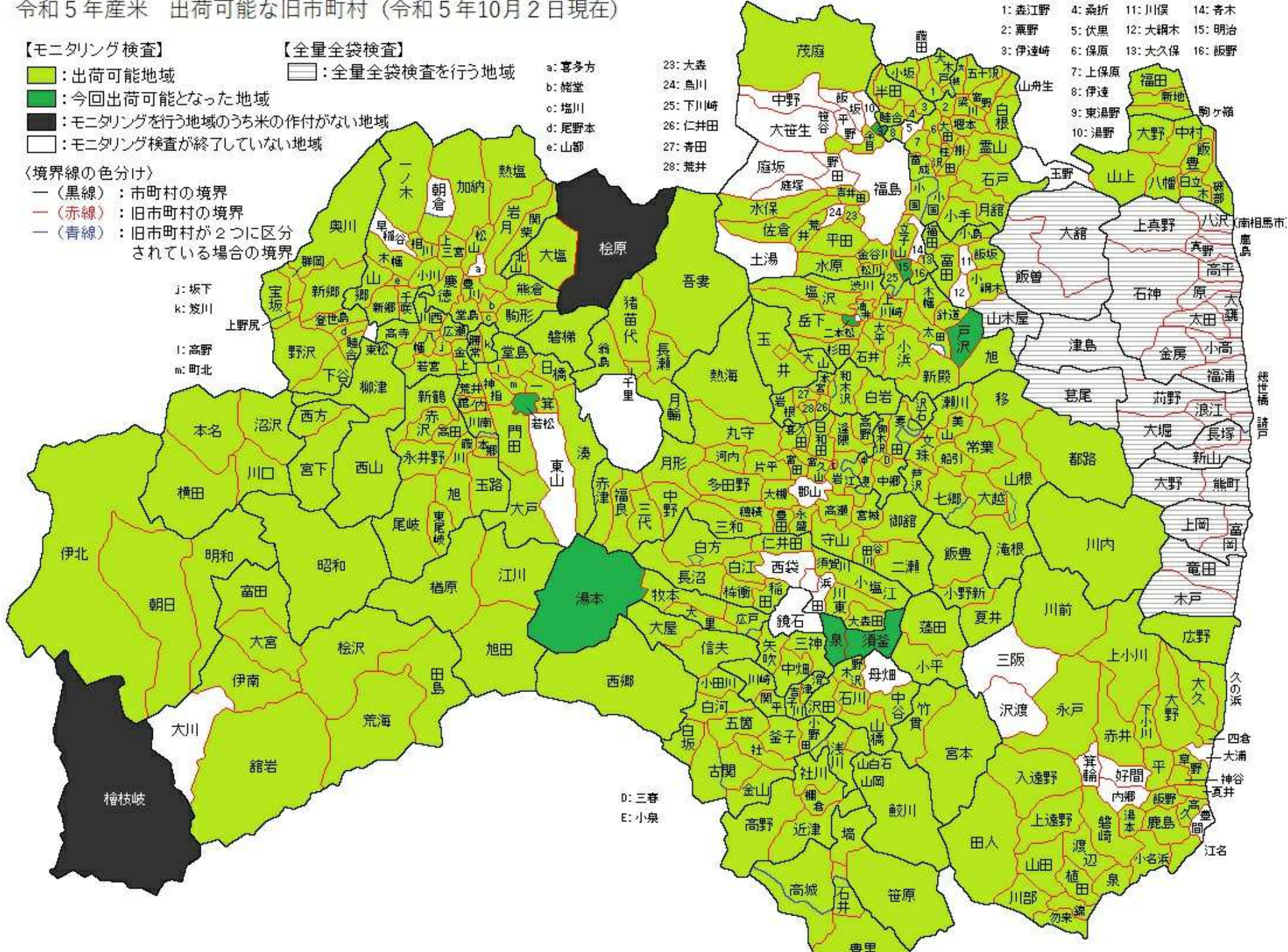
J: 坂下
K: 笈川
L: 高野
M: 町北

a: 喜多方
b: 姥堂
c: 塩川
d: 尾野本
e: 山部

23: 大森
24: 鳥川
25: 下川崎
26: 仁井田
27: 青田
28: 荒井

1: 森江野 4: 桑折 11: 川俣 14: 青木
2: 粟野 5: 伏黒 12: 大綱木 15: 明治
3: 伊達崎 6: 保原 13: 大久保 16: 飯野
7: 上保原 8: 伊達 9: 東湯野 10: 湯野

D: 三春
E: 小泉



※ 画質の関係上、不明瞭な旧市町村がありますので一覧表と併せて御確認ください。